

平成25年第16回教育委員会定例会

開会年月日 平成25年8月26日(月)  
場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 委員長 内藤幸子  
同 委員 外松和子  
同 委員 安藤睦美  
同 教育長 河口浩

議 題

1 議題

- (1) 議案第35号 保育所入所不承諾処分に係る審査請求(12件)について

2 陳情

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について  
〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第19号 都市計画道路に伴い大泉第二中学校が直面している問題に関する  
陳情書〔継続審議〕
- (4) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書  
〔継続審議〕

3 協議

- (1) 平成25年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕

4 報告

(1) 教育長報告

平成25年度練馬区文化財の指定・登録に係る諮問について

平成25年第三回練馬区議会定例会へのこども家庭部関連議案の提出依頼について

その他

練馬区教育委員会後援名義等使用承認事業について

その他

開 会 午前 10時00分  
閉 会 午後 0時10分

会議に出席した者の職・氏名

教育振興部長	郡 榮 作
こども家庭部長	堀 和 夫
教育振興部参事教育総務課長事務取扱	岩 田 高 幸
教育振興部教育企画課長	羽 生 慶一郎
同 学務課長	内 野 ひろみ
同 施設給食課長	山 根 由美子
同 教育指導課長	堀 田 直 樹
同 総合教育センター所長	伊 藤 安 人
同 光が丘図書館長	加 藤 信 良
こども家庭部参事子育て支援課長事務取扱	木 村 勝 巳
こども家庭部保育課長	櫻 井 和 之
同 保育計画調整課長	杉 本 圭 司
こども家庭部参事青少年課長事務取扱	
練馬子ども家庭支援センター所長事務取扱	中 里 伸 之
地域文化部文化・生涯学習課長	小 金 井 靖

委員長

ただいまから、平成25年第16回教育委員会定例会を開催する。

本日、天沼委員から、所用により欠席の届けが出ている。よろしく願います。

本日は、傍聴の方は1人おいでになっている。よろしく願います。

それでは、ここで、本日の会議の進め方についてお諮りする。本日の案件は、議案1件、陳情4件、協議1件、教育長報告3件である。まず、議案第35号については、個人に関する情報が審議内容に含まれるおそれがあるので、個人情報保護のため、非公開として案件の最後に行いたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

委員長

では、そのようにさせていただきます。

次に、報告の番については、組織改正により区長部局に補助執行をお願いしている文化財の案件となる。所管課長である文化・生涯学習課長にご出席をいただいているので、案件の最初に行いたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

委員長

では、そのようにする。

それでは、議案第35号については、非公開として案件の最後に、報告の番については、案件の最初に行う。

それでは、案件に入る。

(1) 教育長報告

平成25年度練馬区文化財の指定・登録に係る諮問について

平成25年第三回練馬区議会定例会へのこども家庭部関連議案の提出依頼について

その他

練馬区教育委員会後援名義等使用承認事業について

その他

委員長

初めに、教育長報告である。

教育長

では、報告を3件、お願いする。

委員長

それでは、初めにお諮りしたとおり、報告の番のみ、案件の最初に行う。報告の番についてお願いする。

文化・生涯学習課長

資料に基づき説明

委員長

それでは、各委員のご意見やご質問を伺う。

安藤委員

アニメーションの撮影台だが、これは大変大きなものである。保管されているということだが、これはふるさと文化館に行けば見られるのか。

文化・生涯学習課長

現在、常設展示である。

安藤委員

森田家の多くの書籍や資料についてである。備考のところに、森田医師が練馬へいらした経緯や、箱の中に、子孫に向けて散逸させないように書き残しているということが書かれている。資料をお預かりするに当たって責任が重いということを感じた。このような経緯も含めて資料として残しているということによいか。

文化・生涯学習課長

森田家資料についてである。森田医院の建物をマンションに建てかえる際に、森田先生からお声をかけていただき、私も現地で資料の受け渡しに立ち会っていた。資料は木箱にきっちり整理されて置かれていた。それをお預かりして、順次、ふるさと文化館で、中性紙封筒等を使用して、これ以上傷まないように整理した。その辺の経緯については台帳に記載し、1つのファイルにまとめて保管している。今回、文化財として登録し、しっかり保管をしつつ、さまざまところで周知していく。あわせて、その経緯についても保管してまいりたいと考えている。今後も万全を期していきたいと思う。

安藤委員

ありがとう。

外松委員

この6点は大変貴重なものだと思う。森田家の資料についてまとめられた部分を読ませていただいたが、江戸時代の医学の基本文献も数多く、医学に関する講義録を筆記した帳面類などもある。また、明治初期の患者さんに対する薬の処方記録もある。大変貴重な資料である。しっかりとした保管をお願いする。

委員長

ほかにご質問、ご意見はあるか。

教育長

アニメーション撮影台は国産だが、昭和の時代のものは、ほかに関かあったか。

文化・生涯学習課長

昭和のものについての登録であるが、ほか近代建築物を登録している。ちなみに、国の登録の基準は、建物の場合、60年経過したものを登録することになっている。本件については、戦後のものであり、60年経過していない。しかしながら文化財として急激に数が少なくなっていくものであり、保存の手を差し伸べていけない限り、デジタル化に伴って、このようなものを扱える人がいなくなるということから、今回あえて挙げさせていただいた。

委員長

ほかにあるか。

絵馬について教えていただきたい。絵馬はいろいろな形のものがあると思う。この歌舞伎絵馬はどのような目的で、どのような方が奉納されたか、教えていただきたい。

文化・生涯学習課長

この絵馬については、写真の真ん中あたりに薄れて読めないが墨書の銘文がある。銘文については後ほど書かれたものが多く、奉納者名を記すケースが多い。多くの歌舞伎

絵馬は、江戸時代に描かれている。参考資料にあった長命寺の双蝶々曲輪日記については、歌舞伎の中村座の興行主が長命寺に奉納している。これは歌舞伎の興行の成功を祈り奉納したものである。ただ、本件については、記載されているものが部分的にしか読めない状況であり、字体が少し新しいことから、歌舞伎関係者が奉納した後、何らかを追記しているようである。その辺については諮問後の調査で審議会において議論していただくと考えている。

委員長

ありがとう。ほかにご意見、ご質問はあるか。よろしいか。いずれも大変貴重なものであることがよくわかった。文化財として適切に保存活用していく必要性を強く感じた。どうぞよろしく願います。

それでは、文化・生涯学習課長にはご退席いただきたい。

では、報告の番と番については、後ほど行うこととする。

文化・生涯学習課長退席

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第19号 都市計画道路に伴い大泉第二中学校が直面している問題に関する陳情書〔継続審議〕
- (4) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書〔継続審議〕

委員長

次に、陳情案件である。継続審議中の陳情4件については、事務局より新たに報告される事項や大きな状況の変化はないと聞いている。したがって、本日は全て「継続」としたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

委員長

では、そのようにさせていただきます。

- 協議(1) 平成25年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕

委員長

次に、協議案件である。平成25年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価についてである。この協議案件は本日、4回目の協議となる。

本日は、事務局より新たな資料が提出されたので、資料の説明をお願いします。

総合教育センター所長

資料に基づき説明

学務課長

資料に基づき説明

教育指導課長

資料に基づき説明

委員長

ただいま、前回の資料要求を踏まえて教育相談に関する事業の説明があった。各委員のご質問をお受けする。

安藤委員

スクールカウンセラーは週に1回、心のふれあい相談員は週に2回から3回程度勤務がある。この資料の中では相談の内容が分かれているが、実態としては重なっている部分が多いという印象を受けている。学校の中で、スクールカウンセラーと心のふれあい相談員で、業務分担が行われているのか。私は、重なっている部分が多いという印象を持っているが、このあたりはいかがか。

教育指導課長

心のふれあい相談員は、小学校については全校に配置しており、スクールカウンセラーについては小学校20校に配置ということである。これまでスクールカウンセラーを全校に配置できていなかったため、それを補完する目的として、心のふれあい相談員を入れている。心のふれあい相談員とスクールカウンセラーについては、勤務日が同じ日にならないように、できるだけ違う日に配置し、子供が相談しやすいような体制にしている。また、それぞれの業務分担については、確かに重なっている部分がある。そのような点については、情報を共有できるように校内で対応している。

安藤委員

今の説明から全校にスクールカウンセラーが配置されていないということがわかった。23年度と24年度は小学校20校で配置しているということでしょうか。

教育指導課長

はい。

安藤委員

その中で、相談回数が23年度と24年度で倍増している案件がある。相談内容につ

いて幾つか説明していただいたが、その要因がわかるようであれば教えていただきたい。

教育指導課長

教員の相談件数が非常に増えている。スクールカウンセラーの配置は、非常に少なかったが、配置校数を増やしてきた。23年度と24年度にスクールカウンセラーを配置していた20校については、同じ学校に翌年度も同じスクールカウンセラーが派遣されるというようなこともあり、教員とスクールカウンセラーとの人間関係、信頼関係がより一層深まり、相談しやすい雰囲気ができたということが言える。

安藤委員

ありがとう。

委員長

ほかに、ご質問やご意見はあるか。

外松委員

今の質問に関連して、資料2の6にあるネリマフレンドだが、このネリマフレンドを活用できる人というのは、条件が幾つか示されている。ネリマフレンドという制度をどのように保護者の方に周知しているのか。また、ネリマフレンドの派遣を保護者にどのように持ちかけるのか。

教育指導課長

ネリマフレンドの制度については、学校で保護者等に周知している。また、スクールカウンセラー、心のふれあい相談員等も保護者に対してネリマフレンドの事業をお伝えしている。

外松委員

不登校から立ち直るといことは難しいことだが、このネリマフレンドの派遣制度を活用して、不登校から立ち直った児童や生徒の数がわかったら教えてもらいたい。

教育指導課長

ネリマフレンドについては、対象の児童生徒がほぼ毎年10名以内ということで、非常に少ない状況である。ネリマフレンドは、児童生徒の家庭に行き、子供たちの悩みの解消に取り組むわけだが、なかなか会話をすることができない、あるいは抵抗感を持つ児童生徒がほとんどである。漫画やゲーム等の話からアプローチしていき、少しずつネリマフレンドと子供との距離は縮まっているが、なかなか登校まではつながらない状況がある。このような状況から、ネリマフレンドだけでなく、スクールカウンセラー、心のふれあい相談員ともさらに連携をとって、さまざまな方面から対応しているところである。

#### 外松委員

すぐに登校には結びつきにくいということだが、このように月に4回自宅に来ていただいて、不登校のお子さんたちがネリマフレンドと関わるということは、貴重なことであると思う。

#### 総合教育センター所長

教育指導課長からネリマフレンドの活動について説明させていただいた。現在、ネリマフレンドは、教育指導課の事業であるが、資料2の1の教育振興部における教育相談体制という全体図でお示したとおり、次年度、就学相談を除く事業が新しく開設する学校教育支援センターにおいて一元化される。事業名を挙げると、学務課の学校巡回相談、教育指導課の心のふれあい相談員、スクールカウンセラー、ネリマフレンドである。学校教育支援センターの開設に向けて、事業のあり方も含めて、教育相談体制一元化という中で精査して、使いやすい、効果の高い事業に組み立てていこうと取り組んでいるところである。

#### 委員長

ネリマフレンドについてであるが、登録されている方は若者と伺っているが、何人ぐらい登録していただいているのか。また、その方は継続して登録していただいているのか。その辺のところを教えていただきたい。

#### 教育指導課長

ネリマフレンドについては、やはり子供と年齢が近い、若い、話しやすい方が登録されている。登録されている人数は、30名程度である。

#### 委員長

その方は1人のお子さんについて継続的にかかわることができるのか。単年度ということになるのか。

#### 教育指導課長

登録されている方については、担当の児童・生徒がいて、その児童・生徒に対して年間6か月担当することになっている。しかし、6か月を超える期間についても、柔軟に対応して、その児童・生徒を継続的に担当してもらっている。

#### 委員長

心のふれあい相談員についてだが、さきほど家庭訪問を行うというような説明があった。心のふれあい相談員の勤務形態、勤務条件、勤務日数を再度教えていただきたい。

#### 教育指導課長

心のふれあい相談員についてである。小学校については年間37週、1週間につき16時間、中学校については年間37週、1週間8時間という配置を行っている。この小

学校の週16時間の使い方が、学校により異なるが3日、または4日に分けている。中学校についても2日、または3日に分けて配置している。

委員長

先ほど家庭訪問も行うという話があった。私は家庭と学校、保護者と学校をつなぐ上で大変ありがたいと思う。これは多くの学校で進められているのか。

教育指導課長

心のふれあい相談員の家庭訪問については、心のふれあい相談員が単独で訪問することではなく、担任等とともに家庭に行き、子供の状況等について保護者と連携を深めて、学校への復帰や子供の悩み解消に向けて対応を行っているところである。

委員長

わかった。ほかに、ご意見やご質問はあるか。

外松委員

資料2の2だが、アンケートの実施結果についてである。まず、表面の相談室3室についてであるが、これはアンケートの対象者は保護者である。裏面の適応指導教室2室についてであるが、このアンケートの対象者も保護者なのか、それとも中学生なのか。

総合教育センター所長

基本的には、ご家庭に送付している。

外松委員

保護者の方が回答しているということでしょうか。

総合教育センター所長

よい。

外松委員

続いて、裏面の5番目のところに、適応指導教室でのグループ活動に関する設問があり、わからないと回答している方が4割強いる。このわからないという回答を分析したか。わからないという回答を分析することが今後の活動運営の参考になるのではないか。

総合教育センター所長

回答肢の作り方が適切でなかった。グループ活動に出席をしていないという回答がこの回答肢に含まれている。

委員長

ほかに、ご意見、ご質問があるか。

安藤委員

このアンケートは22年度に実施したものだが、この秋以降にまた改めてアンケートを行うという話があった。今回、時期を少し前倒しして、点検・評価にあわせてアンケートを実施することはできないか。

総合教育センター所長

時期については適切な時期を考えたいと思う。

安藤委員

よろしく願います。

委員長

ほかに。

外松委員

資料2の4の巡回相談についてである。まず、この資料から大変数多くの学校巡回相談事業を展開していただいていることが読み取れた。現場の先生方は、児童や生徒の教育に大変苦慮されていて、専門家の方々からの指導やアドバイスを求めていることが伝わってきた。

相談人数の割合を見ると、小学校では、低学年に相談件数が多いことがわかる。そして、中学校では、過去3年間を見ると1年生が一番多いということがわかる。よりよい学校、よりよい教育活動ということを考えると、この状況をしっかりと分析していかなければならないと思っている。

それから、2ページ目で就学相談の流れについて教えていただきたい。就学相談説明会が行われているが、これはいつごろ、どこで、どのように行われているのか。また、就学相談説明会は、区報で周知しているとのことであったが、区報を見落とすことも考えられる。区報以外に周知方法はあるのか。

学務課長

この就学相談の流れについてである。説明会は例年6月に実施している。今年度、駅から近くてある程度人数が入る場所ということで石神井公園区民交流センターを借りて実施した。

それから、周知の方法だが、区報については、小学校と中学校で説明会の日程が異なるので、それぞれ直前の区報に掲載している。それから、小学校の就学相談ということで幼稚園や保育園施設に、この説明会や学級の見学会の案内を配布している。中学校の場合も同様に小学校等に見学会の日程も含めて周知している状況である。

外松委員

幼稚園や保育園は、区立だけではなく、区内の該当する幼稚園、保育園と捉えてよい

か。

学務課長

区立、私立といった区別はなく、できるだけ広く配布している。

外松委員

就学相談の第2回相談のところに医師診断と書かれている。この医師は、区が依頼している医師がいらっしゃるということか。それから、この医師診断というのは、具体的にどのような形態で行われるのか。

学務課長

第1回相談、第2回相談を受けた後に、就学相談委員会を設けている。この中で医師、学校長、担任、指導主事が行動観察の結果をもとに、どのような就学先がよいかというところを相談している。この委員会に医師も入っているので個別の診断結果も見ながら、障害の特性を把握して、就学先を決めていくという状況である。

外松委員

続いて、3ページの表の見方がわからない。例えば平成22年度であれば、小学校の相談件数は164件となっている。これは全部の合計ということであるが、都立特別支援学級や区立特別支援学級の中でも細かく分かれている。どのように捉えたらよいか。

学務課長

就学相談の件数ということであるが、就学に当たった相談の総数は、22年の小学校であれば164件であり、その通常学級以下の部分が相談結果の内訳になっている。通常学級の34件とは、相談の結果、通常学級に34名就学したということである。

外松委員

これは相談結果ということでしょうか。

学務課長

結果である。

外松委員

わかった。

学務課長

説明不足で申し訳ない。

外松委員

相談を受けた結果、このような数字になったということがわかった。その下に入級相

談件数という表がある。その中に言語という分類があるが、言語とはどのような状態か。

委員長

今質問のあったところは、通級指導の学級についてではないか。その中に言語学級というものがあるが、その言語学級についてご説明いただきたいと思う。

学務課長

通級指導学級の中に言語障害学級がある。これは言葉の教室という表現もあるが、吃音、発声障害、言葉のおくれ、こういった言語障害のある児童生徒が通級する学級である。通級学級なので、週1回程度ということ通っていただき、指導を行っている状況である。

外松委員

わかった。ありがとう。

委員長

私は、この就学相談という枠組みに通級指導の入級相談も入っていると思うが、厳密に言うと就学相談と入級相談は異なるものと考えている。それは、就学相談はあくまでも小学校1年、それから中学校1年に上がる際の相談であるが、入級相談は、すでに籍を小学校や中学校に置いているお子さんが、何らかの心配があり、プラスアルファの教育を受けたいと希望されたときの相談である。これは就学相談ではないと私は考えている。

資料2の1で、学務課が行っている相談事業が挙げられており、学校巡回相談と就学相談とまとめられているが、実は就学相談の中に入級相談が入っているということ認識しなければならないと思う。それは、入級相談の件数は非常に増えてきており、情緒学級の数も大変増えている状況にあるからである。それから、入級相談は学校に入ってからの子供たちをどのようにフォローするかということであり、学校への支援ということでの教育相談として大変関連が深い業務だと考えられる。

先ほどの話で、資料2の1によると、教育指導課で行われている業務と、学務課で行われている学校巡回相談については、新しく設置される学校教育支援センターにおいて一元化されるというお話があった。私は大変よいことだと思っている。しかしながら、先ほども、就学相談については除くというお話があった。確かに就学相談は在籍する児童生徒の数をカウントしていくところなので、学務課の大きな仕事である。これまで時代の流れの中で学務課が担当してきたが、平成19年度に特別支援教育が全面実施され、推進されるようになり、就学相談そのものの性格が少し変わってきていると思う。

つまり、この資料2の4の2ページに先ほどの就学相談の流れがあって、就学先決定というところで、矢印が終わってしまっているが、特別支援教育の新しい考え方では、就学先を決定するだけでなく、それぞれの子供のニーズに合わせて支援していくということが特別支援教育の基本的な理念になっていると思う。だから、この矢印はここで終わってしまわないで、この先まで点線で続くような体制になっていくことが望ましい

と思う。今は支援ファイルというような形で就学相談の際の情報を各学校に送るという作業を行っているので、以前に比べれば理念に沿った体制がとれていると思う。

ただ、最近私は大変気になることがある。それは、お子さんが就学相談を申し込まれて、通常学級に通うケースが増えてきているということである。このような場合、その後、総合教育センターとかかわる可能性は非常に大きいと思うし、その他の関係者がかわるということも非常に多いと思う。就学相談のときは大変丁寧に、時間をかけて、いろいろな方がかわり、発達検査、知能検査、行動検査を行い、大変貴重な資料がある。この貴重な資料を保護者の了解のもとに学校に送っている場合もあるが、この資料をより活用していくことが、重要であると思う。そのときに、学務課でこの業務を行っているよりも、総合教育センターで一括して教育相談という大きな枠組みの中で対応する方が、私は有効活用が図れるし、お子さんにとっても幸せではないかと考えている。

それから、保護者にとっても、窓口が一本化されることによるメリットは大きい。ここにあるような相談資料は、相談をするたびに同じようなものを最初から書き入れることになるが、窓口が一本化されることにより、そのような負担も軽減される。

私は、就学相談、特に入級相談については学校教育支援センターで一元化できないものかと考えている。学務課で担当しなければならない決まりがあるのか、お聞かせいただきたい。

#### 教育振興部長

今、貴重なご意見をいただいた。やり方としては、新しい組織に移行させて一本化させる方法と、そこにかかわる職員を本務兼務の関係で、学務課の職員であり、学校教育支援センターの職員でもあるというように、兼ねさせるという方法がある。学校教育支援センターの職員が、そこで収集した情報を学務課にどのように伝えるのかというように、個人情報の取り扱いに関する問題などが出てくる可能性もあるため、本務兼務の関係がよいと思っている。

実際の例としては、学童クラブが挙げられる。実は地区区民館にも学童クラブがある。地区区民館の学童クラブの職員もこども家庭部の職員として兼務発令を行い、こども家庭部の職員でもあるということがかかわらせている例もある。そのような例を踏まえて教育委員会の皆様のご意見もいただきながら、どのような体制をとれば教育相談が順調に進むのか、さらに検討させていただきたいと思う。

#### 委員長

新たに学校教育支援センターが設置されるので、大変良い機会だと思う。可能であれば、そのような体制にしてもらいたい。

#### 外松委員

ただいまの教育振興部長のお話は大変心強い。委員長も熱を込めておっしゃっていたが、子供と家庭に1つに光を当てて、総合的に1人の人間を見ていくということが可能となれば、大変よいことだと思う。よろしく検討をお願いしたいと思う。

資料2の6についてである。先ほど教育指導課長がおっしゃっていたが、先生たちの

相談も非常に増えている。それだけ現場が大変だということが読み取れるわけだが、この一覧に相談項目が20まであるが、19番の話し相手という項目が小学校でも、中学校でも非常に多い。小学生も、中学生もスクールカウンセラーや心のふれあい相談員に話に行くことで自分の心の均衡を保っていることがわかる。そのようなことが非常に近年は多いと感じた。

それと16番の発達障害が非常に増えてきている。これは今回の資料だけではなく、さまざまところで発達障害にどのように対応していけばよいかということは、課題になっている。資料2の4などでも、低学年に相談が多いが、それは発達相談と重なる部分もあるという現実もあると思う。幼児の段階で発達障害をどのように見きわめて、対応していき、低学年の学校生活を円滑にどのように進めていくかということは、大変重要なことだと感じている。

中学1年生の発達障害に関する相談が多いというのも、おそらく小学校の間に、思うように解決に向かわなかったために、中学校に入学したときに、そのことが課題となってくるという現状があると思う。ここで結論を出すことは難しいが、区として発達障害に対してどのように取り組んでいくのかということも、考えなければならないと思う。

委員長

ほかによろしいか。

安藤委員

以前は養護の先生というか、保健室の先生も子供たちの相談を受けて、とても重要な役割を持っていたと思う。平成15年から順次、心のふれあい相談員やスクールカウンセラーが学校に配置されているが、養護の先生たちの立場はどのようなものか。

教育指導課長

養護教諭についてである。発達障害、情緒障害等で教室を飛び出してしまう、教室でクラスの子供たちと一緒に過ごすことができないお子さんについては、保健室等に行って、養護教諭に話を聞いてもらったり、受けとめてもらったり、心の安定を図っている。今現在も養護教諭、保健室の役割は非常に重要である。また、教育指導課では、学校生活支援員を配置しており、特に授業中、落ちついて集中できないお子さんや、特別な支援が必要なお子さんについて、学校生活支援員が個々に対応して子供の安定を図っている。

委員長

ほかに、ご意見、ご質問はあるか。よろしいか。

では、最後に感想になるが、資料2の1のトライアングルの図を見て、社会のさまざまな変化に伴って、子供の課題も多様化している。子供の教育的な多様なニーズに応じるように、次々と新しい事業が立ち上げられてきていることを実感した。教育相談体制が全体的に充実してきているという印象を受ける。学校教育支援センターが開設されることによって、さらに発展していくとよいと思う。

本日は、各委員からさまざまなご意見をいただいたが、審議はここまでとしたい。教育相談の充実のテーマについては、次回以降も審議を継続したいと思う。事務局においては、本日の審議を踏まえて必要な資料を準備し、次回以降、提出するようお願いする。資料要求があったら、どうぞよろしくお願ひしたいと思う。

(1) 教育長報告

平成25年度練馬区文化財の指定・登録に係る諮問について

平成25年第三回練馬区議会定例会へのこども家庭部関連議案の提出依頼について

その他

練馬区教育委員会後援名義等使用承認事業について

その他

委員長

次に、教育長報告である。先ほど報告の 番を行ったので、報告 番と 番を行う。それでは、報告の 番についてお願ひする。

子育て支援課長

資料に基づき説明

委員長

ご意見、ご質問はあるか。

質問させていただく。改正内容の(4)の開始時間の繰り上げおよび終了時間の延長とあるが、これはどういう理由か。そして、具体的に何時から何時となるのか。

子育て支援課長

まず理由だが、延長保育ニーズが非常に増えてきていることを踏まえ、学童クラブの委託に合わせて、開始時間および終了時間を変更するものである。開始時間については、1日保育の場合、これまで午前9時からだったが、午前8時からに繰り上げる。それから、終了時間については、午後6時までだったが、午後7時まで延長するものである。

委員長

わかった。ほかに、ご質問、ご意見はないか。よろしいか。

それでは、その他の報告をお願ひする。

教育総務課長

資料5である。練馬区教育委員会の後援名義等を使用承認事業である。8月実施の追加分と9月の実施事業、全部で15件である。内容については、お目通しいただければと思う。

以上である。

委員長

各委員のご意見、ご質問をお受けする。よろしいか。

ほかに報告はあるか。

それでは、初めにお諮りしたとおり、案件の最後に議案第35号を非公開で行う。保育所入所不承諾処分に係る審査請求についてである。なお、本日は、この案件が最後の案件となっている。したがって、本日の定例会の傍聴はここまでとなる。

それでは、傍聴の皆様と議案関係者以外の事務局職員は退席をお願いする。

非公開による審議（秘密会）

委員長

以上で第16回教育委員会定例会を終了する。